特集2 漏水に注意!! 宅内の水道設備を適切に管理しましょう

宅内での漏水の確認方法は

宅内での漏水は、床下や壁の中など、発見しにくい場所で発生することがあります。
いつもより水の出が悪い、または水道の使用量が多いと感じたら、漏水を疑ってみましょう。以下の方法で確認できます。

宅内漏水の確認方法

①お家の中のすべての蛇口（お家の外にあるものも含めて）を閉めて、水を使っていない状態にします。
②水道メーターのふたを開け、メーターのパイロット（銀色の羽根車）の状態を確認します。

漏水の確認についてはこちら

指定店についてはこちら

◎パイロットが

回っている場合（漏水の可能性があります）

すぐに専門業者に漏水調査・修理を依頼してください。
ただし、漏水量が少ない場合は、調査しても発見できないことがあります。
※漏水調査や修理は、岐阜市指定給水装置工事事業者（指定店）へ依頼してください。
※漏水調査や修理にかかる費用は、お客様のご負担となります。
※漏水調査や修理の見積もりにも費用がかかる場合があります。事前に業者に確認しましょう。

回っていない場合（漏水の可能性は低いです）

蛇口の閉め忘れがないか確認しましょう。

ご使用水量等のお知らせなどを確認！！

検針のときに、使用水量がいつもより多い場合や漏水の疑いがある場合は、
「ご使用水量等のお知らせ」や「岐阜市上下水道料金センターからのお知らせ」にて注意喚起しています。
漏水していないか、お早めにご確認ください。

ご使用水量等のお知らせについてはこちら

＼まず確認／
今回検針時の使用水量

＼比べてみよう／
上段：前回の検針時の使用水量
下段：前年同月の使用水量

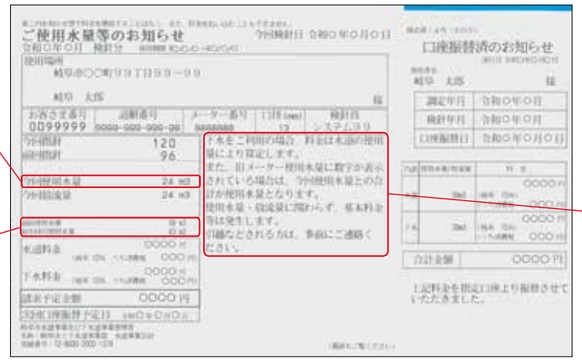

＼要注意／
検針時に使用水量がいつもより多い場合は、こんなメッセージ!!

「メーター器内のパイロット（銀色で真中が赤い星）が回っていますので、漏水の疑いがあります。蛇口を止めても回るようでしたら、岐阜市上下水道事業部指定工事店へ調査、修理を申し込んでください。なお、修理完了後は岐阜市上下水道料金センターまでご連絡ください。」

修理が終わったら

漏水修理が完了したら、岐阜市上下水道料金センターに以下の3点をご連絡ください。減免基準に基づき、最大で修理前後の2検針分（4か月）の料金が減免される場合があります。

漏水修理完了後の料金の減免についてはこちら

①修理完了日　②修理業者名　③修理箇所

※修理箇所によっては料金の減免対象とならない場合があります。

主な減免対象
・地下、床下、壁の中など、発見が困難な場所からの漏水

減免対象とならないもの
・使用者の不注意による漏水
（例：蛇口の閉め忘れなど）
・水栓器具からの漏水
（例：給湯器、エコキュート、トイレ等からの漏水）
・露出している水道管からの漏水

※詳しくは、岐阜市上下水道料金センター（TEL:266-8835）までお問い合わせください。

水道メーターの取替えにご協力をお願いします

水道メーターにつきましては、計量法により、検定後8年の有効期間が満了するまでに取替えを行うことが義務付けられております。このため、岐阜市上下水道事業部では、有効期間満了前に、利用者の皆様にご使用いただいている水道メーターの取替作業を実施しております。
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。
対象となる方には、事前に案内はがき「水道メーターの取替えについて（お願い）」を郵送いたしますので、取替え予定期間および注意事項等をご確認ください。

○水道メーター取替えに関するお問い合わせ先
営業課　計測係
TEL:259-7518

水道メーターの取替えについてはこちら

知ってほしい 上下水道についてのお願いとお知らせ

Point 1 水道料金・下水料金のお支払いは、安心、便利な口座振替・クレジットカードで！

上下水道料金センター　☎ 266-8835

お支払い方法を口座振替やクレジットカード継続払いにすると、支払い忘れもなく安心で便利です。

お手続き方法
- 口座振替（銀行口座からの自動引き落とし）
  ➡ 金融機関の窓口にてお申込
- クレジットカード（クレジットカード継続払い）
  ➡ 市のホームページにある申込専用サイトから手続き可能

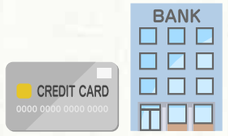

料金のお支払方法についてはこちら

Point 2 水道・下水道への切り替えをお願いします

営業課　負担金・普及係　☎ 259-7520

井戸水をご利用の方は水道に、下水道が整備された地域でくみ取り便所や浄化槽をご利用の方は下水道へ切り替えていただきますようお願いします。

- **工事費用等の助成を行っています。**
  詳しい要件や金額等については、ホームページをご覧いただくか、営業課　負担金・普及係までお問い合わせください。

工事費用等の助成についてはこちら

水道は 長良川の伏流水を含む地下水をくみ上げ、定期的な水質検査を行っており、安全、安心でおいしい水を提供しています。

下水道は ご家庭の生活排水を浄化し河川へ放流することで、まちを清潔に保っています。

Point 3 井戸水メーターを設置しましょう

営業課　計測係　☎ 259-7518

より適正な下水料金算定のため、井戸水メーターの設置を進めています。井戸水を利用し下水道に排水されている方で、井戸水メーターの設置がお済みでない場合は、早めに営業課計測係までご相談ください。

※ 設置の際は、標準的な工事の範囲で岐阜市が工事費用を負担します。
※ 井戸水メーターを設置されていない方に、郵送や訪問等でご案内させていただく場合があります。
※ 給水装置や排水設備に係る工事申請を提出する場合は、井戸水メーターの設置が条例等に基づき必須となります。

井戸水メーター設置についてはこちら

Point 4 水道水は安心してお飲みいただけます

水質管理課　☎ 259-7521

岐阜市の水道水は、毎年度策定する「岐阜市水道水質検査計画」に基づき検査を実施し、安全性を厳しく管理しています。

<令和7年度の水質検査結果>
- **法令で定められた水質基準項目（全51項目）・・・異常なし**
- **有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ）・・・不検出**

※ 詳しい検査結果は、ホームページに公開しています。
なお、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡは、令和8年４月１日から水質基準項目に位置づけられました。令和８年度からは、他の水質基準項目と同様に検査を実施し、検査結果を随時、ホームページでお知らせします。

水道水質の検査結果についてはこちら

有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ）の検査結果についてはこちら